

意匠の創作容易性に関する考察



辻本法律特許事務所 所長
弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 辻本 希世士

第1 はじめに

意匠は、出願時における公知意匠に基づき、当業者が容易に創作できたと評価されるときは、登録を受けることができないとされる（意匠法3条2項）。いわゆる「創作容易性」といわれる要件であるところ、創作容易性が認められる意匠（創作非容易性を欠如する意匠）は、出願時においては拒絶理由を構成し（同法17条1号）、登録後においては無効審判の根拠となるとともに（同法48条1項1号）、侵害訴訟における抗弁事由を構成する（同法41条による特許法104条の3の準用）。

したがって、創作容易でないこと（創作非容易であること）は、意匠の登録や権利行使に際して極めて重要な要件である。そして、審査基準¹においても、創作容易性があると評価される例を類型化することによって、創作容易であると評価される意匠の明確化を図っている。類型化は理解を助けるために非常に有益ではある一方、真の理解には、理論に裏打ちされた基準を確立する必要があると思われる。

そこで、本稿では、意匠の創作容易性の理論を確立するヒントを得るべく、近時の裁判例をピックアップして概観し、概観することによって得られた気づきを提示することとする。

第2 裁判例の概観

1 基準を示す最判

最判昭和49年3月19日²は、意匠の創作容易性につき、以下のとおり判示する。

・物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた³形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それから当業者が容易に創作することができ

1 第Ⅲ部 第2章 第2節 創作非容易性 6.創作容易な意匠の事例

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-03-02-02.pdf

2 昭和45年（行ツ）第45号。民集28巻2号308頁。

3 現行意匠法では「公然知られた」ことが要件であり、必ずしも「広く知られた」ことは要件とはならないので、以下、その前提で論を進める。